

<資料 2>

令和2年7月16日
臨時記者会見資料

商店会活性出店支援金の創設について

まちのシャッター街化の防止と商店会の活性化に寄与する事業者を応援することを目的に、商店会活性出店支援金を創設します。

補正額 4442万円

■目的：新型コロナウイルス感染症の影響による経営状況悪化のため、新規の出店が控えられ市内の空き店舗数は増加している。今後も引き続きその傾向が続くと思われるため、本市ではまちのシャッター街化の防止と商店会の活性化に寄与する事業者を応援することを目的として、本事業を実施する。

■内容

- ・市内の空き店舗に出店し、一定の要件を満たした事業者に最大60万円を支給する。
- ・店舗がオープンした次の月に30万円、事業継続6か月後に30万円。

■対象

以下の(1)から(9)までのすべてに該当する事業者

- (1) 中小企業者、小規模企業者または個人事業主であること
- (2) 令和2年8月1日以降に出店すること
- (3) 現在市内に出店している事業者は移転ではなく追加出店であること
(市外から市内への移転は可)
- (4) 出店地域の商店会に加入すること
- (5) 事業を1年以上継続することが見込まれること
- (6) 事業計画書を提出すること
- (7) 風俗営業等の事業でないこと
- (8) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有するものでないこと
- (9) 各種法令に沿った事業を行っていること

※ 1事業者1回のみとする

※ 武蔵野市中小企業者等テナント家賃支援金との併給は不可とする

■対象期間

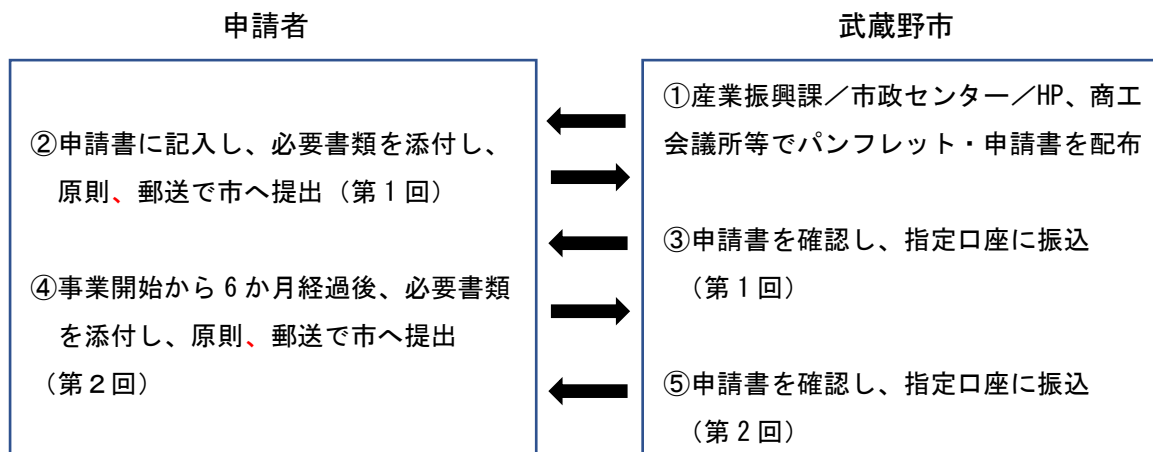
令和2年8月1日(土)から令和3年3月31日(水)まで

■申請期間

令和2年8月11日(火)から令和3年3月31日(水)まで

《裏面あり》

■支援金の申請方法及び支給方法



■実施スケジュール

令和2年8月1日（土）市報、市HP及びSNS等で順次周知

8月11日（火）申請受付開始

令和3年3月31日（水）申請受付終了

ただし、6か月の事業継続申請については令和3年9月30日まで継続

■問い合わせ

市民部産業振興課 0422-60-1832